

【参考資料】

適用初年度が平成27年度以降の承認大会に適用される要綱の規定

スポーツ拠点づくり推進事業実施要綱

平成16年9月15日
[改正 平成21年12月4日]
[改正 平成24年3月14日]
[改正 平成25年9月6日]
[改正 平成26年7月1日]
[改正 平成26年12月24日]

第1 趣旨

小・中・高校生が参加する各種スポーツの全国大会を継続的に開催しようとする市町村（東京都23特別区を含む。以下同じ。）及びスポーツ団体の取組みを支援することにより、全国各地に、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進するものとする。

第2 事業の名称

この事業の名称は、「スポーツ拠点づくり推進事業」とする。

第3 スポーツ大会開催計画の策定・承認

- 1 小・中・高校生が参加するスポーツの全国大会（以下「大会」という。）の継続開催を希望する市町村と関係するスポーツ団体が自主的に協議を行い、大会を継続開催することとしたときは、当該市町村及びスポーツ団体は、共同でスポーツ大会開催計画（以下「開催計画」という。）を策定し、開催計画承認申請書（別記様式1）を一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）に提出するものとする。
- 2 開催計画には、次に掲げる内容を含むものとする。
 - (1) 大会の概要（大会の名称、スポーツの種別、参加者、開催時期等）
 - (2) 大会開催の継続期間（注：明示的に決められていない場合は、最低限継続が見込まれる年数を記載すること）
 - (3) 使用する施設の概要（注：既存施設の活用を基本とするが、改修等の整備予定がある場合はその旨も記載すること）
 - (4) 市町村とスポーツ団体との役割分担・経費負担区分
 - (5) 当該スポーツの振興と地域の再生に期待される効果
- 3 センターは、提出された開催計画をスポーツ拠点づくり推進委員会（以下「委員会」という。）の審査に付するものとする。
- 4 センターは、委員会の審査結果に基づき、開催計画の内容を承認し、その旨を当該市町村及びスポーツ団体に対し通知するものとする。

【参考資料】

適用初年度が平成27年度以降の承認大会に適用される要綱の規定

- 5 開催計画を変更する場合についても、開催計画策定時と同様の手続きによるものとする。

第3の2 大会自立化計画の策定・承認

- 1 この事業の適用を8年目以降も継続して受けることを希望する大会に係る市町村及びスポーツ団体は、大会を自立開催できる体制の構築に向けて自主的に協議を行い、共同で大会自立化計画（以下「自立化計画」という。）を策定し、7年目に大会自立化計画承認申請書（別記様式4）をセンターに提出するものとする。
- 2 センターは、提出された自立化計画を委員会の審査に付するものとする。
- 3 センターは、委員会の審査結果に基づき、自立化計画の内容を承認し、その旨を当該市町村及びスポーツ団体に対し通知するものとする。
- 4 承認された自立化計画を変更する場合についても、自立化計画策定時と同様の手続きによるものとする。

第4 助成対象事業者

助成対象事業者は、第3の規定により開催計画を承認された市町村（8年目以降もこの事業の適用を受けることができる市町村は、第3の2の規定により自立化計画を承認された市町村に限る。）とする。

第5 助成対象経費

助成対象経費は、第3の規定により開催計画を承認された大会（以下「承認スポーツ大会」という。）の開催に要する経費のうち第4に規定する市町村が負担する経費（市町村が直接執行する場合と主催者に補助する場合の双方を含む。ただし、役員旅費等スポーツ団体等が負担すべきであると認められる経費を除く。）とする。

第6 助成金

- 1 助成金は、原則として一件につき、1年目から7年目にあっては毎年度400万円以内（承認スポーツ大会の継続開催に必要な備品購入等の初期費用の負担が含まれる場合にあっては、1年目に限り800万円以内）、8年目にあっては350万円以内、9年目にあっては300万円以内、10年目にあっては250万円以内とする。
- 2 助成金の額に1,000円未満の端数があるときには、助成金の額は、当該端数金額を切り捨てた額とする。

【参考資料】

適用初年度が平成27年度以降の承認大会に適用される要綱の規定

第7 助成期間

助成期間は、承認スポーツ大会の開催継続期間とし、10年を限度とする。ただし、災害による開催不能などやむを得ない事情があると認められる場合には、委員会の審査を経た上で、延長することができる。

第8 助成の申請手続き

この要綱による助成を受けようとする市町村の長は、毎年度、助成申請書（別記様式2）をセンターに提出するものとする。

第9 助成の決定等

- 1 センターは、提出された助成申請書の内容について委員会の審査を経た上で、助成する事業及び助成額を決定するものとする。ただし、助成の決定に際しては、この事業による助成金の交付を受けている期間及び助成金の交付を受けた最終年度の翌年度から起算して3年間、大会が毎年度継続開催されることを助成の条件として付するものとする。
- 2 1により助成を決定したときは、センターは、その旨を市町村の長に通知するものとする。
- 3 助成事業について、その内容に変更が生じた場合には、市町村の長は、直ちにその理由を付してセンターに報告し、事前にその承認を受けるものとする。

第10 助成金の交付

- 1 市町村の長は、助成事業を完了し、助成金の交付を受けようとするときは、実績報告書（別記様式3）をセンターに提出するものとする。
- 2 センターは、実績報告書を受理したときは、その交付すべき助成金の額を確定し、その旨を市町村の長に通知するとともに、市町村の長に助成金を交付するものとする。

第11 事業の事後評価

- 1 センターは、提出された実績報告書に基づき、毎年度、事業の実施状況を委員会に報告し、その審査に付するものとする。
- 2 センターは、今後の事業の円滑な推進に資するよう、委員会の審査結果を必要に応じ市町村に通知するものとする。

第12 開催計画及び自立化計画の承認の辞退

センターは、市町村及びスポーツ団体から開催計画及び自立化計画の承認の辞退の申し出があったときは、当該開催計画及び自立化計画の承認の辞退を認めることができる。この場合においては、この旨を委員会に報告するものとする。

【参考資料】

適用初年度が平成27年度以降の承認大会に適用される要綱の規定

る。

第13 開催計画及び自立化計画の承認の取り消し

センターは、市町村又はスポーツ団体が第11第2項に規定する通知に従わないときその他スポーツ拠点づくり推進事業の円滑な実施に支障となる行為がなされたときは、委員会の審査を経た上で、当該開催計画及び自立化計画の承認を取り消すことができる。

第14 大会の継続開催の確認

市町村の長は、この事業による助成金の交付を受けた最終年度の翌年度から起算して3年間、各年度ごとに、大会継続実施報告書（別記様式5）をセンターに提出するものとする。

第15 助成金の返還

市町村の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付を受けた助成金のうち、この事業による助成金の交付を受けた最終年度から遡って直近2年間に交付を受けた助成金の全部を返還しなければならない。ただし、災害等やむを得ない事由による場合はこの限りでない。

- (1) 第9第1項に規定する助成の条件が成就されない場合
- (2) 第12の規定により開催計画及び自立化計画の承認を辞退したとき
- (3) 第13の規定により開催計画及び自立化計画の承認が取り消されたとき
- (4) 第14の規定による大会継続実施報告書が提出されないとき

第16 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の運営及びその他事業に関し必要な事項は、センターが定める。

【参考資料】

適用初年度が平成27年度以降の承認大会に適用される要綱の規定

(様式1)

第 号
第 号
平成 年 月 日

一般財団法人地域活性化センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

(都道府県)
市町村長 印

スポーツ団体の長 印

スポーツ大会開催計画承認申請書

標記について、スポーツ拠点づくり推進事業実施要綱による支援を受けて、次のとおりスポーツ大会を開催したいので申請します。

- 1 スポーツ大会開催計画（別紙：要綱第3第2項に定める事項を含め、適宜様式を作成し記入すること）
- 2 添付書類
スポーツ大会の概要を記したパンフレットその他参考資料

市 町 村	所属・職・氏名	
	連 絡 先	TEL () FAX ()
		E-mail
ス ポ ー ツ 団 体	所属・職・氏名	
	連 絡 先	TEL () FAX ()
		E-mail

【参考資料】

適用初年度が平成27年度以降の承認大会に適用される要綱の規定

(様式2)

第 号
平成 年 月 日

一般財団法人地域活性化センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

(都道府県)
市町村長 印

平成 年度スポーツ拠点づくり推進事業助成申請書

標記の件について、次のとおり事業を実施したいので、助成されるよう申請します。

1 平成 年度 承認スポーツ大会開催計画

大会の名称	
大会の実施主体	
スポーツの種別	
参加者(団体数・参加者数)	
開催時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用する施設の概要	
市町村とスポーツ団体との役割分担・経費負担区分	(役割分担) (経費区分)
スポーツ振興と地域の再生に期待される効果	

(注) 使用する施設の概要については、改修等の整備予定がある場合はその旨も記載すること。

【参考資料】

適用初年度が平成27年度以降の承認大会に適用される要綱の規定

(様式3)

第 号
平成 年 月 日

一般財団法人地域活性化センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

(都道府県)
市町村長 印

平成 年度スポーツ拠点づくり推進事業実績報告書

平成 年 月 日付け地活センター発第 号で助成決定を受けたこの事業（助成決定額 千円）について、平成 年 月 日付けで事業を完了したので、その実施内容等について、次のとおり報告します。

1 平成 年度 承認スポーツ大会開催実績

大会の名称	
大会の実施主体	
スポーツの種別	
参加者（団体数・参加者数）	
開催時期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
使用した施設の概要	
市町村とスポーツ団体との役割分担・経費負担区分	(役割分担) (経費区分)
スポーツ振興と地域の再生への効果	

【参考資料】

適用初年度が平成27年度以降の承認大会に適用される要綱の規定

2 収支決算

(単位：円)

収 入				
項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
合 計				
支 出				
項目	予算額	決算額	増減	内訳説明
合 計				

(注) 支出については、承認スポーツ大会開催に係る決算額を、市町村の会計規則等に準じ作成すること。

3 添付書類

- (1) 承認スポーツ大会の開催実績を記した資料
- (2) 市町村直接事業費のうち助成対象経費にかかる領収書（又は請求書）の写し
- (3) スポーツ団体に市町村が補助を行った場合については、助成対象経費にかかる助成先団体及び助成額が確認できる資料（助成額の確定通知書の写しなど）

4 助成金の振込先 [市町村の指定金融機関]

フリガナ			
金融機関名	銀行・農協 信金・信組		支店
フリガナ			
口座名			
預金種類	(1) 普通預金	(2) 当座預金	(3) 別段預金
口座番号	NO.		

備考 「預金種類」欄は、該当するものを○印で囲むこと。

市 町 村	所属・職・氏名				
	連 絡 先	TEL	()	FAX	()
		E-mail			

【参考資料】

適用初年度が平成27年度以降の承認大会に適用される要綱の規定

(様式4)

第 号
第 号
平成 年 月 日

一般財団法人地域活性化センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

(都道府県)
市町村長 印

スポーツ団体の長 印

大会自立化計画承認申請書

標記について、スポーツ拠点づくり推進事業による支援を受けて、次のとおり大会を開催したいので申請します。

1 大会自立化計画

大会の名称	
大会の実施主体	
スポーツの種別	
使用する施設の概要	
自立開催に向けての 基本目標	
自立開催に向けての 実行計画	

【参考資料】

適用初年度が平成27年度以降の承認大会に適用される要綱の規定

2 収支予算計画

(単位：千円)

収 入						
項 目	年度	年度	年度	年度	年度	備 考
合 計						
支 出						
項 目	年度	年度	年度	年度	年度	備 考
合 計						

(注1) スポーツ拠点づくり推進事業による助成の申請予定年度までの期間及びその後3年間の収支予算計画を記載すること。

(注2) 欄が足りない場合は適宜増やして記載すること。

市 町 村	所属・職・氏名					
	連 絡 先	TEL	()	FAX	()	
		E-mail				
ス ポ ー ツ 団 体	所属・職・氏名					
	連 絡 先	TEL	()	FAX	()	
		E-mail				

【参考資料】

適用初年度が平成27年度以降の承認大会に適用される要綱の規定

(様式5)

第 号
平成 年 月 日

一般財団法人地域活性化センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

(都道府県)
市町村長 印

スポーツ拠点づくり推進事業にかかる大会継続実施報告書

スポーツ拠点づくり推進事業実施要綱第14の規定に基づき、大会の継続実施内容等について、次のとおり報告します。

1 平成 年度 大会開催実績

大会の名称	
大会の実施主体	
スポーツの種別	
参加者(団体数・参加者数)	
開催時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
使用した施設の概要	

2 収支決算

(単位:円)

項目	決算額	備考
合計		
項目	決算額	備考
合計		

市町村	所属・職・氏名	
	連絡先	TEL () FAX () E-mail